

(公印・契印省略)
国海安第2号
令和8年4月2日

別紙関係団体等御担当 殿

国土交通省海事局安全政策課長

船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示
の一部を改正する告示等の一部を改正する告示の公布について（通知）

船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部
を改正する告示等の一部を改正する告示が令和8年4月1日に公布されましたので、
よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

(送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 共有船舶建造支援部	部長
一般財団法人 日本海事協会	会長
一般社団法人 日本船主協会	理事長
一般社団法人 日本造船工業会	専務理事
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専務理事
日本小型船舶検査機構	理事長
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	専務理事
日本内航海運組合総連合会	理事長
一般社団法人 日本船用機関整備協会	専務理事
一般社団法人 日本船用工業会	専務理事
一般社団法人 大日本水産会	専務理事
一般社団法人 日本外航客船協会	常務理事
一般社団法人 日本旅客船協会	会長
一般社団法人 日本長距離フェリー協会	常務理事
一般社団法人 全国船舶無線協会水洋会部会	事務局長
一般社団法人 日本船舶電装協会	専務理事
一般財団法人 日本舶用品検定協会	会長
全日本海員組合	組合長
一般社団法人 日本海事代理士会	会長
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専務理事
一般社団法人 日本作業船協会	会長
公益社団法人 日本海難防止協会	会長
一般社団法人 海洋水産システム協会	会長
一般社団法人 日本港湾タグ事業協会	会長
公益財団法人 日本釣振興会	会長
一般社団法人 全日本釣り団体協議会	会長理事
全国漁業協同組合連合会	会長理事
Lloyd's Register Group Limited	船級日本地域代 表者
DNV AS	Country Manager, Japan
American Bureau of Shipping	Area Operation Manager, Japan
ビューローベリタスジャパン株式会社	船級部門長
海上保安庁装備技術部船舶課	課長
海上保安庁警備救難部刑事課	課長

船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示等の一部を改正する告示について

1. 背景

海難事故の防止、海上における人命の安全確保等を目的として、船舶に必要な施設及びその検査に関する事項については、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の規定に基づく関係省令において定められているところ、令和 4 年に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、一昨年以降、当該関係省令を改正し、遊漁船^{※1}を除く小型旅客船等の安全対策を強化してきたところである。

今般、遊漁船事業者を含む有識者等からなる「知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会」により取りまとめられた「知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方」（令和 6 年 7 月 23 日）を踏まえ、遊漁船についても小型旅客船等と同様の安全対策を実施するため、関係告示について所要の改正を行う必要がある。

※ 1 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号。以下「遊漁船業法」という。）第 2 条第 2 項に規定する遊漁船をいう。

2. 概要

（1）船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示（令和 4 年国土交通省告示第 1080 号）の一部改正

遊漁船業法第 2 条第 1 項に規定する遊漁船業の用のみに供する一定の船舶について、「当分の間」適用することとされていた、陸上移動局の無線電話（携帯電話等）の備付けに係る特例措置を、「当該船舶が令和八年十月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査を受けるまでの間」に限定して適用することとする。

（2）船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶を定める告示（令和 6 年国土交通省告示第 223 号）の一部改正

簡易型船舶自動識別装置^{※2}等を備えなければならない船舶に、旅客船に該当しない遊漁船を加える。

※ 2 船舶の航行中、非常時に限らず、自船の位置情報を海上保安庁へ自動で継続的に送信することができる装置をいう。

（3）船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示（令和 7 年国土交通省告示第 423 号）の一部改正

法定無線設備の備付けに係る義務について、一定の経過措置を設けた上で、従来免除されていた遊漁船にも課すこととするほか、規定振りの適正化を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 8 年 4 月 1 日

施 行：令和 8 年 10 月 1 日

○国土交通省告示第五百九号

船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第三百十一条の二十一の二及び第三百十一条の二十二第一項第三号並びに船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第四条の二第三号の規定に基づき、船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示等を次のように定める。

令和八年四月一日

船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示等の一部を改正する告示

（船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千八十号）の一部を次のように改正する。）

第一条 船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千八十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

国土交通大臣 金子 恭之

改正後	改正前
<p>附則 (経過措置)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 沿海区域を航行区域とする船舶であつて、平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域において遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供するものに備える無線電信等については、新告示の規定にかかわらず、当該船舶が令和八年十月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査を受けるまでの間は、なお従前の例によることができる。</p>	<p>附則 (経過措置)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 沿海区域を航行区域とする船舶であつて、平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域において遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供するものに備える無線電信等については、新告示の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(船舶設備規程第三百十一條の二十一の二の告示で定める船舶を定める告示の一部改正)</p> <p>第二条 船舶設備規程第三百十一條の二十一の二の告示で定める船舶を定める告示(令和六年国土交通省告示第二百二十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>船舶設備規程第三百十一條の二十一の二の告示で定める船舶は、次に掲げるもの(旅客船に該当するものを除く。)とする。</p> <p>一 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶(物のみの運送の用に供するものを除く。)</p> <p>二 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第二項に規定する遊漁船</p>	<p>船舶設備規程(昭和九年通信省令第六号)第三百十一條の二十一の二の告示で定める船舶は、旅客船以外の船舶であつて、海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供するもの(物のみの運送の用に供する船舶を除く。)とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">改正前</p> <p>船舶設備規程(昭和九年通信省令第六号)第三百十一條の二十一の二の告示で定める船舶は、旅客船以外の船舶であつて、海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供するもの(物のみの運送の用に供する船舶を除く。)とする。</p>

改正後	改正前
<p>(船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示の一部改正)</p> <p>第三条 船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示(令和七年国土交通省告示第四百二十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>船舶安全法施行規則第四条の二第三号の告示で定める船舶は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル未満の船舶(次に掲げるものを除く。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 旅客定員を有する船舶であつて、海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二十三条の二に規定する旅客運送船舶運航事業の用に供するもの(イに該当するものを除く。)</p> <p>ハ 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第二項に規定する遊漁船(イに該当するものを除く。)</p> <p>二 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の沿岸小型船舶(小型船舶安全規則(昭和四十九年運輸省令第三十六号)第二条第三項の沿岸小型船舶をいう。)(前号イからハまでのいずれかに該当するものを除く。)</p>	<p>船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第四条の二第三号の告示で定める船舶は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル未満の船舶(次に掲げるものを除く。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 旅客定員を有する船舶であつて、海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二十三条の二に規定する旅客運送船舶運航事業の用に供するもの(イに掲げるものを除く。)</p> <p>(新設)</p> <p>二 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の沿岸小型船舶(小型船舶安全規則(昭和四十九年運輸省令第三十六号)第二条第三項の沿岸小型船舶をいう。)(前号イ及びロに掲げるものを除く。)</p> <p style="text-align: center;">改正前</p> <p>船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第四条の二第三号の告示で定める船舶は、次に掲げるものとする。</p>

<p>三 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の二時間限定沿海船（船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第二条第三項の二時間限定沿海船をいう。）（第一号イから八までのいずれかに該当するものを除く。）</p> <p>四 平水区域を航行区域とする船舶（湖川港内の水域のみを航行する船舶及び第一号イから八までのいずれかに該当するものを除く。）</p> <p>五 湖川港内の水域のみを航行する船舶（琵琶湖を航行する船舶（第一号イから八までのいずれかに該当するものを除く。）を除く。）</p> <p>六 前各号に掲げる船舶以外の小型兼用船（船舶安全法施行規則第一条第五項に規定する小型兼用船をいう。）（第一号イから八までのいずれかに該当するものを除く。）であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>イ・ロ（略）</p>	<p>三 沿海区域を航行区域とする長さ十二メートル以上の二時間限定沿海船（船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第二条第三項の二時間限定沿海船をいう。）（第一号イ及びびロに掲げるものを除く。）</p> <p>四 平水区域を航行区域とする船舶（湖川港内の水域のみを航行する船舶並びに第一号イ及びびロに掲げるものを除く。）</p> <p>五 湖川港内の水域のみを航行する船舶（琵琶湖を航行する船舶（第一号イ及びびロに掲げるものを除く。）を除く。）</p> <p>六 前各号に掲げる船舶以外の小型兼用船（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第五項に規定する小型兼用船をいう。第一号イ及びびロに掲げるものを除く。）であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>イ・ロ（略）</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和八年十月一日から施行する。
- 2 (船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示の一部改正に伴う経過措置)
 第三条の規定による改正前の船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示本則各号のいずれかに該当する船舶であつて、第三条の規定による改正後の船舶安全法施行規則第四条の二第三号の船舶を定める告示本則各号のいずれにも該当しないものについては、この告示の施行の日以後最初に行われる船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条第一項第一号の定期検査又は同項第二号の中間検査を受けるまでの間は、同法第四条第一項の規定は、適用しない。